

狩猟により生ずる損害賠償に係る共済事業

制度所管部局名：自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 制度の概要

当該制度は、鳥獣保護法第56条に基づく狩猟者登録申請を行う際に、狩猟により生ずる損害の賠償について、狩猟を行う公益法人であって環境大臣が指定する法人が行う狩猟に起因する他損事故（以下、「狩猟事故」という。）の損害についての共済事業であって給付額が3千万円以上であるものの被共済者であることとしている制度である。

なお、上記共済事業の被共済者でなくても、保険業法に基づく損害保険（狩猟事故に係る損害保険）の給付額が3千万円以上の被保険者、又は、これらに準ずる資力信用を有する者についても、狩猟者登録を認めているところである。

2. 指定、登録等の基準

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】

（狩猟者登録の拒否）

第五十八条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（中略）

三 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていない者

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則】

（狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件）

第六十七条

2 法第五十八条第三号の環境省令で定める損害の賠償に係る要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 狩猟に関する事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であって、環境大臣が指定するものが行う共済事業（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、給付額が三千万円以上であるものに限る。）の被共済者であること。

二 損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が三千万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。

三 前二号に準ずる資力信用を有すること。

3. 指定、登録等を受けた法人

| 法人等の名称 | 指定等の時期 | 法人の連絡先 | 指定、登録の理由等 |
|------------|---------|---|---|
| 社団法人大日本猟友会 | S54.8.1 | 東京都千代田区九段南3-5-7 エミナンス九段2F 03-3234-8080 | 昭和53年の鳥獣保護法の改正により新設された本制度において、当該者は、鳥獣保護法施行規則第67条第2項第1号（現行省令）に規定されている要件を満たすと認められたため。 |

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

| 料金等 | 積算根拠 |
|-------------|-------------------------------------|
| 共済金給付充当額 | 過去数年間の猟法ごとの事故の発生状況や、補償実績に基づき掛け金を設定。 |
| あみ猟 750円 | |
| わな猟 750円 | |
| 第1種銃猟 1500円 | |
| 第2種銃猟 750円 | |

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年12月現在）

共済事業のあり方について、保険業法の改正に伴う公益法人による共済事業の見直しに併せて、現行の指定制度の廃止を含めた検討を行い、所要の措置を講ずる。【平成25年度までに結論・措置】。

7. 政策評価

- ※ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条」に規定する政策評価。既存の当該事業に関する政策評価公表ページのURL貼付でも可。下記はあくまで参考記載例。
- ※ 初回は平成23年度末までに実施するとともに、少なくとも3～5年ごとに行うこと。
- ※ 参考記載例

| | | |
|------|--|---|
| 制度名 | 狩猟により生ずる損害の賠償に係る要件として定める、狩猟を行う公益法人であって環境大臣が指定する法人が行う共済事業 | |
| 制度概要 | 目的 | 当該制度は、鳥獣保護法第56条に基づく狩猟者登録申請を行う際に、狩猟により生ずる損害の賠償について、狩猟を行う公益法人であって環境大臣が指定する法人が行う狩猟に起因する他損事故（以下、「狩猟事故」という。）の損害についての共済事業であって給付額が3千万円以上であるものの被共済者であることとしている制度である。 |
| | 内容・手段 | 狩猟は人の身体、生命に対し危害を与えるおそれがあることから、都道府県知事が狩猟者登録を拒否しなければならない事由として、狩猟に伴う損害に係る要件を設けているもの。 |

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| | 目標 | 狩猟により生ずる損害の賠償の適切な実施。 |
| 評価結果 | 政策効果把握の手法とその結果 | 指定法人が実施する共済事業の狩猟により生じた損害の補償実績と加入実績。 |
| | 学識経験者の活用 | 現状では特に必要としていない。 |
| | 参考資料等 | 狩猟事故事例集（社団法人大日本猟友会）。 |
| | 評価結果 | <p><必要性> 狩猟は人の身体、生命に対し危害を与えるおそれがあることから、狩猟により生ずる損害の賠償の適切な実施が必要である。</p> <p><有効性、効率性> 保険業法に基づく損害保険に加えて、共済金支払い義務の確実な履行について信用に足る団体によって狩猟により生ずる損害の賠償が実施されることにより、狩猟に伴う事故の被災者の救済がより効率的かつ有効に行われる。</p> <p><その他の指標> 指定法人が実施する共済事業の狩猟により生じた損害の補償実績と加入実績。</p> <p><総合的評価></p> <p>当該制度は、平成 18 年度の実績で 249 件の事故に対し、約 76 百万円の拠出をしている（他損自損の計）。また、平成 18 年度の当該共済の被共済者数は約 13. 1 万人であり、狩猟者登録者数全体（16 万人）の 84 %が当該共済事業を活用している。</p> <p>これらの事を踏まえ、必要性、有効性、効率性等を総合的に勘案して、当該制度は必要である。</p> |
| 評価担当部局 | 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 | |
| 評価対象期間 次回評価時期 | 平成 23 年度末 | |